

# MSS サービス規約

## 第 1 条【総則】

本規約は、有限会社Margin（以下「当社」といいます）が提供するMSSサービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を定め、加盟者と当社との間の権利義務関係を明確にする事を目的とします。本規約は、加盟契約書その他当社が定める契約書類と併せて適用されるものとし、加盟者は本サービスの利用にあたり、本規約の内容を確認の上、これに同意して本サービスを利用するものとし、本規約において使用される用語の定義は第3条（用語）に定め、本サービスの具体的内容は第9条及び加盟契約書（プラン及び特記事項を含みます）により確定されるものとし、

## 第 2 条【利用規約について】

当社は、本規約を定め、本規約及び契約書に基づき本サービスを加盟者に提供します。加盟者が本サービスの利用申込みを行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。尚、本規約と異なる事項が契約時の特記事項に記載されている場合には、当該特記事項が本規約に優先して適用されるものとし、

## 第 3 条【用語について】

本規約で使用される用語は、以下に定める意味を有するものとし、

- ① 本サービス：第9条（本サービスの内容）に定める各機能及び役務の総称、並びに加盟契約書のプラン及び特記事項により個別に確定される提供内容を含む一体のサービス
- ② 加盟契約：当社と加盟者との間で、加盟契約書並びに特記事項に基づき締結される契約
- ③ 加盟者：加盟契約を締結する日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は個人
- ④ 加盟店：加盟契約に基づき本サービスの提供対象となる店舗
- ⑤ 加盟店ページ：本コンテンツ及び口コミ情報を掲載する加盟店に関する情報ページ
- ⑥ 本コンテンツ：本サービスに係る著作物（文字、画像、その他各種データ）の総称
- ⑦ ユーザー：加盟店ページを利用する者の総称
- ⑧ 指定フォーム：各条に関連する当社が指定するウェブ上の依頼フォーム
- ⑨ 営業日：土曜日、日曜日、祝日及び当社指定の休業日を除く日
- ⑩ 本サイト：第13条第4款第1項に定めるウェブサイト「どこいこりサーチ-選ばれるヘアサロン-」

## 第 4 条【本規約の適用範囲及び変更について】

- (1) 本規約は、本サービスの利用に関し、当社と加盟者との間に適用されるものとし、尚、当社は以下の場合に、本規約を当社の裁量により変更するものとし、
  - ① 本規約の変更が、加盟者の一般の利益に適合する場合
  - ② 本規約の変更が、契約の目的に反せず、且つ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
- (2) 当社は、本条第1項による本規約の変更にあたり、変更後の規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の30日前までに当社ウェブサイト（<https://terms-postgift.margin.co.jp>）に公開するものとし、
- (3) 変更後の本規約の効力発生日以降に加盟者が本サービスを利用した場合、加盟者は当該変更に同意したものとします。
- (4) 加盟者に不利益となる変更を行う場合は、合理的な期間を設けて事前に通知し、加盟者が異議を申し立てる機会を保障するものとし、
- (5) 本条第4項に基づき加盟者より異議の申出があった場合、当社は当社の裁量により対応方針を決定するものとし、

## 第 5 条【本サービスの利用申込みと契約成立について】

- (1) 加盟者は、クラウドサインにおいて必要事項を電子署名した上で、当社との間で加盟契約を締結するものとし、加盟契約は、加盟者が本規約に同意し、クラウドサイン上で電子署名を行う事により成立するものとし、
- (2) 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、加盟者にその旨を通知した上で、当該申込みを承諾しない事ができ、又は締結済みの加盟契約を解除する事ができるものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとし、
  - ① 加盟者が利用申込みの際して当社に虚偽の事実を申告したと当社が判断した場合
  - ② 加盟契約及び本規約の履行に違反する恐れがあると当社が判断した場合
  - ③ 加盟契約に基づき支払うべき料金の支払いを怠る恐れがあると当社が判断した場合
  - ④ 本サービスを法令に違反する目的で使用する恐れがあると当社が判断した場合
  - ⑤ 本サービス運営を妨げ、又は本サービスの信頼を毀損する恐れがあると当社が判断した場合
  - ⑥ 第三者の著作権、財産権、特許権、実用新案権、意匠権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、名誉権その他の権利を侵害、又は侵害する恐れがあると当社が判断した場合
  - ⑦ 利用目的が公序良俗に反する等、本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合
  - ⑧ アダルトコンテンツその他の性的表現が含まれると当社が判断した場合
  - ⑨ 加盟者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員又は関係者に該当すると当社が判断した場合
  - ⑩ 受注過多により契約の締結が困難であると当社が判断した場合
  - ⑪ その他、当社が合理的理由に基づき契約履行が困難と判断した場合

- (3) 本契約の締結はクラウドサインにより行い、クラウドサイン上における当社の承諾をもって成立するものとし、尚、加盟者は、当該方法による契約締結が書面による契約と同等の効力を有する事に同意するものとし、
- (4) 加盟者は、本契約の申込み及び締結について、適法な権限及び社内での必要な承認を有している事を保証するものとし、

## 第 6 条【契約期間について】

- (1) 本サービスにおける契約の有効期間は、電子メールにより通知する「MSSサービス開始日」から起算して、原則として1年間（当該開始日の応当日の前日まで）とするものとし、
- (2) 当社又は加盟者は、契約の有効期間満了日の30日前までに、書面又は電子メールにて非更新の意思表示をすることができるものとし、当該意思表示は相手方に到達した時点で効力を生じるものとし、
- (3) 本条第2項の意思表示がない場合、更新時の加盟契約は、常に1年間とし、当該期間満了日の翌日から、動画の制作を除いた従前と同一の条件で自動更新されるものとし、以後も同様に更新されるものとし、但し、第9条第4項により当該契約が終了した場合は、この限りではないものとし、

## 第 7 条【契約内容等の変更又は追加について】

加盟者が、本サービスにおける契約内容の変更又はサービスの追加等を希望する場合は、当社にその旨を通知するものとし、尚、当社が別途手続を求める場合や、改めて契約の締結が必要と判断した場合には、加盟者は当社の指示に従い、所定の手続を行うものとし、当社が契約内容の変更又はサービスの追加を承諾する旨を加盟者に通知し、かつ必要な費用がある場合には、当該費用の支払いを当社にて確認した後、契約内容の変更又はサービスの追加が成立するものとし、

## 第 8 条【届出について】

- (1) 加盟者は、加盟契約の内容等に変更が生じた場合、当社所定の方法（郵送又は電子メール）により、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとし、
- (2) 当社は、加盟者から本条第1項に定める届出が第5条第2項各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該届出を受理せず、当該加盟者に係る全て又は一部の加盟契約を第24条（当社による契約解除）の定めに基づき契約解除する事ができるものとし、
- (3) 加盟者が本条第1項に定める届出を怠った事により、通知不達、連絡遅延その他契約管理又は本サービス提供に支障が生じた場合、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当該支障に起因して加盟者に生じた一切の損害について責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとし、

## 第 9 条【本サービスの内容について】

- (1) 当社は、本サービスを加盟者に有償で提供するものとし、初期費用及びMSSサービス費用の支払いが当社にて確認された時点で、本サービス制作作業を開始するものとし、この場合、初期費用及びMSSサービス費用の支払い遅延に起因する制作スケジュールの遅れや、その他の影響について、当社は一切の責任を負わないものとし、  
当社は、本サービスの提供において、以下の業務を含むものとし、加盟契約書のプラン及び特記事項により個別に確定されるものとし、
  - ① AI動画制作
  - ② 特典付与画面制作
  - ③ ピックアップ掲載及び加盟店ページ制作
  - ④ 口コミ返信文案作成・ブログ記事作成
  - ⑤ インバウンドマーケティング・店舗用POP制作
  - ⑥ SEO及びSEM施策
- (2) 本サービス内容に変更がある場合、当社は書面（郵送）、電子メール、ウェブサイト上の告知、その他当社が適当と認める方法により加盟者に通知し、通知後30日以内に異議の申立てがない場合は、加盟者が承諾したものとみなし、当該変更を行う事ができるものとし、
- (3) 契約締結日から6ヶ月以内に、加盟者より電子メール又は指定フォームを通じて本サービスの進行依頼がない場合、又は制作過程において加盟者の確認・連絡の遅延により、サービス開始に至らなかった場合、加盟者は本サービスに関する権利を失効するものとし、これを予め承諾するものとし、尚、当該期間経過を理由とする初期費用、MSSサービス費用その他の受領済み金銭等の返金は一切行わないものとし、但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとし、
- (4) 本条第3項により権利が失効した場合、当該契約は権利失効日をもって終了するものとし、以後は自動更新の対象外とするものとし、
- (5) 当社は、本サイト内外（第三者が運営するウェブサイト、SNS、アプリケーション、媒体等を含む）において、当社主催のキャンペーンを開催、変更又は終了する事ができるものとし、但し、当該キャンペーンに関する費用は当社が負担するものとし、
- (6) 本サービスの進行・制作にあたり、当社から加盟者に対して確認又は連絡事項がある場合、当社は、契約書に記載されたメールアドレス、加盟者が指定する他のメールアドレス又は加盟店ページ制作における担当者のメールアドレスのいずれか1つ宛に連絡するものとし、
- (7) 本サービスに関する実績レポート等の発行・報告は行わないものとし

## 第 10 条【料金の支払いについて】

### 第1款 初期費用及びMSSサービス費用の支払いについて

- (1) 加盟者は、契約書に記載された初期費用及びMSSサービス費用を支払う事により、本サービスの提供を受けるものとします。
- (2) MSSサービス費用の支払いは、「銀行振込」又は「カード決済（クレジットカード、デビットカード等に対応）」のいずれかの方法によるものとし、更新後も同様とするものとします。
  - ① 銀行振込による支払い：契約締結日から起算して7日以内又は当社が請求書を発行する場合には、当該請求書に記載された支払期日までに、初回契約期間分の全額を銀行振込にて支払うものとします。更新時は、MSSサービス開始日に応ずる暦日の前日までに、当社発行の請求書に基づき更新契約期間分の全額を銀行振込にて支払うものとします。
  - ② カード決済による支払い：契約締結日から起算して7日以内又は当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、初回契約期間分の全額をカード決済にて支払うものとします。カード決済による支払いは、当社よりカード決済用URLを送付するものとします。加盟者が当該URLより決済手続を行う事により、当社の定める決済条件(本規約に定める内容及び別途定める条件を含みます)に同意したものとみなすものとします。カード情報の取扱いは、当社が提携する決済代行業者の規約に準ずるものとします。更新時は、初回契約時に当該決済方法による継続利用に関する明示的な同意がある場合は、MSSサービス開始日に応ずる暦日の前日に、当該カードにてMSSサービス月額費用を継続して支払うものとします。更新時の継続課金に関する明示的な同意は、契約書における当該チェックボックスの選択により示されるものとします。
- (3) 当社に対する支払いに係る手数料や消費税等が発生する場合は、加盟者の負担とするものとします。
- (4) 消費税の改定があった場合には、以降は改定後の税率による消費税が適用されるものとします。

### 第2款 その他

- (1) 支払期日（決済指定日）において加盟者による料金の支払いが当社にて確認できない場合、当社が別途発行する請求書に記載された支払期日までに、銀行振込又はカード決済にて料金を支払うものとします。
- (2) カード会社から、加盟者指定のカードが利用不可である旨の通知が当社にあった場合、加盟者は速やかに登録カードを変更し継続して支払うか、当社が発行する請求書に記載された金額を銀行振込にて支払うものとします。尚、当該事由が更新日前に判明している場合、加盟者は更新日の10営業日前までに、当社所定の方法により代替の決済手段（新たなカード情報又は銀行振込）を登録又は指定するものとします。継続課金が不能となった場合、加盟者は、当社が通知した日から5営業日以内に、当社が指定する代替の方法により支払いを完了するものとします。
- (3) 何らかの理由によりカード決済による継続支払いができない、又はカード決済が承認された後に、理由の如何を問わずカード会社から当該カード支払いに係る立替金等の支払いが取消された場合、又は銀行振込による支払いを期日までに当社にて確認できない場合には、本サービスを一時停止し、支払いが確認された後に再開するものとします。この場合の一時停止期間中も加盟契約は継続するものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。尚、当該一時停止により加盟者に生じた損害又は不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、本サービスの利用の対価等において、特段の定めのない限り、日割計算を行わないものとします。
- (5) 当社からの請求に対し、加盟者の支払いが期限までに確認できなかった場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、支払遅延金として年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）の遅延損害金及び支払遅延によって生じた当社の経費を、当社が発行する請求書に基づき銀行振込又はカード決済にて支払うものとします。尚、支払期日翌日から月末までに発生した遅延損害金は翌月10日に、翌月1日以降に発生した遅延損害金は、翌々月以降に請求するものとします。
- (6) 加盟者からの支払いが期限までに確認できなかった場合、当社は書面その他適切な方法により催促を行うものとします。又、必要に応じて法律事務所等に債権回収業務を委託するものとします。
- (7) 当社が許可をした場合に限り、初回契約期間分全額の支払いを、銀行振込又はカード決済による毎月支払いに変更できるものとします。但し、支払日や更新等に関しては本条第1款に準ずるものとします。
- (8) 当社は、理由の如何を問わず、本規約又は加盟契約に特段の定めがある場合を除き、加盟者より受領した本サービスの利用の対価等を返還する義務を負わず、加盟者はこれを予め承諾するものとします。
- (9) 当社は原則として、初回決済以外の支払いに関する領収書を発行しないものとします。加盟者の支払方法がカード決済の場合、カード会社より発行される利用明細を確認するものとします。銀行振込の場合、各金融機関より発行される振込証明を確認するものとします。但し、加盟者から領収書等の発行の要望があり、当社がこれを承諾した場合には、この限りではないものとします。

## 第 11 条【AI 動画制作について】

- (1) 当社指定の申込フォーム（<https://giftpost.jp/apply>）より加盟者は次の2案を指定し、指定フォームより依頼するものとします。
  - ① オリジナル動画（イメージサンプルに基づき制作）
  - ② テンプレート動画（店舗名のみ変更）尚、制作における文言・特典・画像データ等は、必要に応じ加盟者より提供するものとします。
- (2) 本サービスによって制作された動画（以下「本動画」といいます）は、完成後、当社のクラウドストレージ又は動画共有サイトのURL若しくはファイルデータにて納品とし、物理的な媒体による納品は原則行わないものとします。
- (3) 本動画制作時、加盟者は各動画につき2回まで無償で修正を依頼する事ができるものとします。但し、以下に該当する修正については、別途費用を請求する場合があります。
  - ① 修正回数が3回以上となる場合

- ② 制作着手前に当社が受領した指示内容に含まれなかった新たな要素の追加又は構成変更の場合
  - ③ 大幅な内容変更又は再制作に相当する修正の場合
  - ④ 動画完成（納品）後の修正の場合
- (4) 無償修正の期限は、動画納品日から15日以内とし、これを超えた場合は有償対応となる場合があるものとします。
  - (5) 本動画及び本動画の制作過程で生じる全ての成果物・素材（映像、音声、デザイン、脚本、編集データ等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、全て当社に帰属し、加盟者は当該成果物に関し著作者人格権を行使しないものとします。加盟者は、当社が指定する目的の範囲内で、当社が提供する動画の利用許諾を受けるものとします。目的の範囲は第7項に定める通りとし、加盟者が当社の許諾又は本規約に違反して動画を利用した場合、当社は加盟者に対し違約金を請求するものとします。尚、契約終了時の削除義務については第8項に従うものとします。
  - (6) 当社が本サービスの提供に際し第三者の著作物等を利用する場合、当該著作物等の著作権その他の権利は第三者に帰属し、当社の権利は当社が創作した部分に限られるものとします。当該第三者著作物等の利用は、当社又は加盟者が有する利用許諾の範囲に従うものとします。当該第三者著作物については、本条第5項の著作権帰属の規定の適用外とするものとします。第三者著作物等に関し、加盟者の提供素材又は指示に起因して第三者から請求、申立て又は訴えがされた場合、加盟者は自己の責任及び負担において当社を防御し、当社に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用及び調査費用を含む）を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。
  - (7) 加盟者は、本動画を目的の範囲内で利用できるものとします。目的の範囲とは、加盟店内での視聴、加盟店自社ウェブサイト及び加盟店が管理するSNSにおける掲載をいうものとし、広告出稿、第三者媒体への提供、複製・改変・再配布その他二次利用は含まれないものとします。但し、利用範囲を超える使用を希望する場合は、事前に当社の書面又は電子メールによる承諾を得て、別途定める利用料を支払う事で使用できるものとします。
  - (8) 契約終了時、加盟者は当該動画等の全てのデータを削除し、一切の利用を中止するものとします。尚、当該削除には、複製物、バックアップ、キャッシュ、埋め込み表示に係るデータ及び加盟者が管理するアカウント又は設定により削除可能な第三者サービス上の掲載分の削除を含むものとします。
  - (9) 加盟者が本条に違反し、契約終了後も当社の著作物を利用・保持・公開等をした場合、加盟者は当社に対し、損害賠償の最低額として金十万円を支払うものとします。尚、当社に実際の損害が当該金額を上回る場合、加盟者は超過分の損害についても賠償するものとします。当該金額は、監視、削除、権利保護に要する社内コスト及びブランド毀損の危険性を考慮した合理的金額であるものとします。
  - (10) 加盟者は、当社に提供又は使用を指示する全ての素材・情報・データ（加盟者のウェブサイト、加盟者がポータルサイト等に掲載する画像・文章等を含むが、これに限られない）について、第三者の著作権、著作者人格権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害しない事を保証するものとします。
  - (11) 加盟者は、本条第10項の保証に反し、第三者との間で紛争、クレーム、請求、訴訟等が発生した場合、当社を防御し、当社に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用及び調査費用等を含む）を賠償するものとします。尚、第三者著作物に関する特則は本条第6項に定める通りとし、当該特則が本項に優先して適用されるものとします。
  - (12) 当社は、加盟者より提供された素材、情報及びデータの権利帰属並びに第三者承諾の有無について、実際の訴えその他公的判断がない限り確定的判断を行う義務を負わないものとします。尚、権利関係に疑義がある場合の当社の対応については本条第13項に定めます。
  - (13) 当社は、加盟者が提供する素材、情報及びデータについて権利関係に疑義があると合理的に判断した場合、当該素材等の使用を拒否し、代替素材の提供を求めるものとします。

## 第 12 条【特典付与画面制作について】

- (1) 当社は、加盟店における動画視聴キャンペーンに係る特典付与画面を制作し、加盟者に提供するものとします。
- (2) 動画視聴キャンペーンは、施術の有無を問わず、加盟店に来店した全ての者を対象とするものとします。
- (3) 来店者が動画を視聴した場合、視聴完了時に、当該来店者に対し必ず動画視聴完了時点で付与される特典（以下「スペシャルギフト」といいます）を付与するものとし、抽選、当選確率、落選等の概念は適用しないものとします。
- (4) 加盟者は、当社へ電子メール又は当社指定フォームにて、希望するスペシャルギフトを1点から3点まで設定依頼ができるものとし、スペシャルギフトが複数設定されている場合には、当該全てを表示し、来店者が任意に選択して利用できるものとします。
- (5) スペシャルギフトの内容の設定、価格表示、割引条件、広告表示、提供及び運用に関する一切の責任及び負担は加盟者が負うものとします。加盟者は、関係法令を遵守し、自らの責任において適法に実施するものとします。又、加盟者の表示内容又は運用に起因して当社に損害が生じた場合、加盟者は当社に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む）を補償するものとします。
- (6) 特典付与画面には、次の機能を設けるものとします。
  - ① スペシャルギフトの表示
  - ② ギフトコード抽選キャンペーン表示
  - ③ リンク画像又はポップアップ画像の設置（最大4点まで）
  - ④ 加盟店への口コミ投稿リンクの設置
- (7) 特典付与画面に表示する設定情報（スペシャルギフト、リンク画像、リンクURL、スペシャルギフトの利用条件及び有効期限その他付随情報を含む）は加盟者が当社に提供するものとします。提供方法は電子メール又は当社指定フォームによるものとし、当該情報の提供及び変更について、加盟者は当社が定める期限、形式及び容量制限に従うものとします。加盟者は特典付与画面納品後、当該設定情報の変更を年間4回まで無償で依頼

できるものとし、年間の起算は「MSSサービス開始日」の応当日を基準とする各契約年度とし、5回目以降の変更については、当社が別途定める利用料を支払うものとし、本項における1回とは、同時に依頼された複数の画像変更を含む1件の依頼を指すものとし、

- (8) 当社は、スペシャルギフト受領者を対象として、当社の費用負担により、ギフトコードが当選する抽選キャンペーンを実施するものとし、抽選キャンペーンに係る当選確率、当選枚数、金額の内訳、抽選方法その他の条件は当社の裁量により決定し、当社は当該詳細を開示しないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとし、但し、法令又は公的機関による正当な手続に基づく開示要請がある場合はこの限りではないものとし、
- (9) ギフトコード抽選キャンペーンに係るギフトコードの費用は全て当社の負担とするものとし、スペシャルギフトに係る負担は加盟者の負担とするものとし、
- (10) 当社は、特典付与画面の機能、デザイン、表示仕様及び特典付与画面への遷移元となる導線又はページ構成について、合理的な必要性がある場合には、加盟者の承諾を得る事なく変更できるものとし、
- (11) 当社は、特典付与画面に設定した情報に不整合、権利関係の疑義、明白な誤記その他の相当な理由を認識した場合、加盟者の承諾なく当該設定を変更又は是正できるものとし、当該変更により加盟者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとし、
- (12) 当社は、加盟者が提供する素材・情報・データについて当社が権利関係又は内容の適法性に疑義があると合理的に判断した場合、当該素材等の使用を拒否し、代替素材の提供を求める事ができるものとし、
- (13) 特典付与画面の提供は、クラウドサービス、外部API、CDNその他第三者サービスに依存しており、当該第三者の変更、障害、停止、仕様改定等に起因して機能、表示又は提供が変更、一時停止若しくは遅延した場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
- (14) 本サービスの契約終了又は解除に伴い、特典付与画面は当社にて非掲載とするものとし、
- (15) 動画視聴キャンペーンに係る視聴用URL及びQRコード（以下「視聴導線」といいます）は、店内掲示その他当社が指定する範囲内でのみ利用できるものとし、加盟者は、SNS、自社ウェブサイト、第三者が運営するウェブサイト、アプリケーションその他インターネット上の媒体において、視聴導線を公開し、又は公開を誘引してはならないものとし、加盟者は、来店者その他の関係者に対しても同旨を周知し、公開防止のため必要な管理措置を講じるものとし、
- (16) 当社は、加盟者又は第三者による視聴導線のインターネット上への公開を確認した場合、加盟者の承諾を要することなく、当該動画視聴キャンペーンを直ちに停止し、特典付与画面への遷移その他関連機能を非稼働とすることができるものとし、当該停止により加盟者に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、尚、当該停止期間中であっても、本契約の契約期間は進行するものとし、
- (17) 本条第16項の停止事由が解消され、当社において当該公開内容の削除又は非公開化を確認した後、当社は、当社所定の手順により動画視聴キャンペーンを再度アップロードするものとし、この場合、視聴導線の再発行、特典付与画面の再設定その他の再構築作業を要するものとし、当社が定める費用及び所要期間に従うものとし、
- (18) 本条第17項に基づく視聴導線の再発行に伴う店舗用POPの差替え及び再送付に関する取扱いは、第15条に定めるところによるものとし、

## 第 13 条【ピックアップ掲載及び加盟店ページについて】

### 第1款 本条に定めるサービス内容

- (1) 当社は、加盟店ページを制作し、提供します。
- (2) 加盟店ページには、下記の情報のうち、加盟者の提供に基づく該当項目を掲載するものとし、
  - ① 店舗の画像・動画（最大：画像 上部4点、他5点・動画 最大3点）
  - ② サロン名
  - ③ 住所
  - ④ 電話番号
  - ⑤ 営業時間
  - ⑥ 定休日
  - ⑦ 最寄駅（最大：3駅）
  - ⑧ 公式サイト又は加盟者が指定する予約サイト・SNS等へのリンク（1件）
  - ⑨ SNS (X、Instagram、LINE、TikTok)
  - ⑩ 店舗の特徴・紹介文
  - ⑪ 投稿された口コミ一覧
- (3) 当社は、加盟店ページの機能及びデザイン並びに加盟店ページに関する仕様について、保守、安全、適法性及び可用性の確保のため合理的な必要性がある場合には、加盟者の承諾を得る事なく変更できるものとし、
- (4) 加盟店ページに掲載する画像・店舗情報等の変更は、年間4回まで無償で依頼できるものとし、年間の起算は「MSSサービス開始日」の応当日を基準とする各契約年度とし、5回目以降の変更については、当社が別途定める利用料を支払うものとし、本項における1回とは、同時に依頼された複数の画像変更を含む1件の依頼を指すものとし、尚、動画の変更は第11条の定めに従うものとし、本項の無償対象には含まれないものとし、
- (5) 当社は、加盟店ページに設定した情報の変更を当社にて認識した場合、加盟者の承諾を得る事なく変更できるものとし、尚、当該変更により加盟者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、当社は責任を負わないものとし、
- (6) 当社は、加盟店ページに掲載される画像、動画、文言その他素材について、権利関係又は適法性に疑義がある、又は本規約に違反する恐れがあると合理的に判断した場合、加盟者の承諾なく表示停止、削除又は非掲載の措

置を講ずる事ができるものとし、尚、当該措置により加盟者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、当社は責任を負わないものとし、

- (7) 本サービスの契約終了又は解除に伴い、加盟店ページ及び加盟店ページに掲載される口コミは当社にて非掲載とします。

### 第2款 口コミの表示および管理

- (1) 利用者又は第三者が投稿した口コミは、当社の定める基準に基づき表示するものとし、
- (2) 当社は、以下の場合において、事前の通知なく口コミを非表示又は削除できるものとし、
  - ① 誹謗中傷、虚偽、個人情報の記載等、公序良俗に反する内容が含まれる場合
  - ② 法令に違反又はその恐れがある場合
  - ③ 本サービスの運営上不適切であると当社が判断した場合
- (3) 投稿された口コミは、当社の管理するサーバー上で一元的に管理し、加盟店ページの口コミ一覧に自動的に集約・表示します。
- (4) 投稿された口コミは、当社より加盟者指定のメールアドレス（最大2件）に自動通知します。
- (5) 当社は、口コミ内容の真実性、正確性及び合法性について一切の責任を負わないものとし、

### 第3款 スクリプトによる埋め込み表示

- (1) 当社は、加盟者のホームページ上に口コミの一覧部分のみを表示できるスクリプト（以下「埋め込みスクリプト」といいます）を提供します。
- (2) 加盟者は、当社が提供する方法に従って埋め込みスクリプトを使用するものとし、改変、解析、複製又は再配布を行ってはならないものとし、
- (3) 埋め込みスクリプトの動作、互換性又は第三者サイト上での表示結果について、当社は一切の保証を行わないものとし、
- (4) 埋め込みスクリプトの設置及び設定は、加盟者の責任及び負担において行うものとし、当社は埋め込み作業を行わないものとし、

### 第4款 「どこいこリサーチ-選ばれるヘアサロン-」ピックアップ掲載

- (1) 当社は、ウェブサイト「どこいこリサーチ-選ばれるヘアサロン-」において、加盟店のピックアップ掲載を行います。ピックアップ掲載の内容は、次の各号の通りとします。
  - ① 検索一覧ページにおける加盟店情報の優先表示、画像及び営業時間の表示
  - ② 検索一覧ページにおける加盟店を示す地図上の表示ピンを赤色表示
  - ③ 加盟店ページにおける画像、動画、紹介文及びSNSリンクの掲載
- (2) ピックアップ掲載における表示順位、検索結果の上位表示及び露出の程度は、当社が定める基準及びアルゴリズムにより変動するものであり、特定の順位又は表示結果を保証しないものとし、
- (3) 本サイトは、現在提供中の機能に加え、将来提供予定の機能が含まれている場合があるものとし、将来提供予定の機能については、その提供時期及び内容を保証せず、当社の判断により変更又は提供を中止する場合があるものとし、

### 第5款 素材の権利保証及び不適切素材の不使用权限

- (1) 加盟者は、加盟店ページに掲載する素材及び情報について、第三者の権利を侵害しない事を保証するものとし、
- (2) 当社は、権利関係又は内容の適法性に疑義があると合理的に判断した場合、当該素材等の使用を拒否し、代替素材の提供を求めるものとし、

### 第6款 外部サービス依存の免責

- (1) 加盟店ページの提供は、外部API、クラウド、CDNその他第三者サービスに依存しており、当該第三者の障害、仕様変更、停止又は遅延等に起因する表示、機能又は提供の変更、一時停止若しくは遅延について、当社は一切の責任を負わないものとし、

### 第7款 掲載停止の権限

- (1) 当社は、保守、障害対応、セキュリティ対策又は法令遵守のため、合理的な必要性がある場合には、ピックアップ及び加盟店ページの掲載を一時停止するものとし、

## 第 14 条【サポートプラス（口コミ返信文案作成・ブログ記事作成）について】

### 第1款 口コミ返信文案作成

- (1) 当社は、加盟店に投稿された口コミに対して、返信文案を作成します。
- (2) 返信文案の作成上限は月30件とし、当社は作成した返信文案をスプレッドシートで加盟者と共有します。
- (3) 口コミ返信文案は、加盟者より指定された媒体に対し、毎月投稿された順に作成し、当該投稿が行われた7営業日以内に返信文案を作成するものとし、但し、本サービス開始月及び終了月における返信文案の作成上限件数は、当該各月の日数に応じて日割り計算により按分するものとし、又、長期休暇その他当社の業務運営上の事情により当社の営業日が連続して休業となる場合には、状況に応じて当該期限が延長される場合があるものとし、
- (4) 返信文案の作成対象となる口コミは、本サービス開始日から本サービス終了日までの期間に投稿されたものに限るものとし、本サービス開始日以前又は本サービス終了日以降に投稿された口コミについて、当社は返信文案を作成する義務を負わないものとし、
- (5) 加盟者は、当社が共有した返信文案を確認し、修正及び投稿可否を判断し、投稿する場合は加盟者にて投稿を行うものとし、
- (6) 当社は、誠実且つ丁寧な表現で返信文案を作成するものとし、加盟店のブランドイメージや全ての顧客対応方針に完全に一致する事を保証しないものとし、

- (7) 本サービス終了後、当社が共有した返信文案のスプレッドシートは、本サービス終了日から30日経過後に当社にて削除するものとし、加盟者は削除前に必要なデータを自己の責任において保存するものとします。

#### 第2款 ブログ記事作成

- (1) 当社は、加盟者の希望に応じて、ブログ記事を作成します。
- (2) ブログ記事の作成は月2件までの希望制とし、加盟者は当社の指定フォームより作成の申込みをするものとし、当社は申込みから10営業日以内に作成するものとします。
- (3) 加盟者は、申込みの際、記事にしてほしいテーマ、掲載希望内容、避けたい表現を当社に提供するものとします。
- (4) 当社が作成する記事の文字数は、1件あたり概ね300～500文字程度とします。
- (5) 作成したブログ記事は、契約書記載のメールアドレス、加盟者が指定する他のメールアドレス又は加盟店ページ制作における担当者のメールアドレスのいずれか1つ宛に電子メールにて納品するものとします。
- (6) 作成したブログ記事は1回まで無償で修正を依頼する事ができるものとします。但し、以下のいずれかに該当する修正については、別途費用を請求する場合があります。
  - ① 修正回数が2回以上となる場合
  - ② 初回指示に含まれなかった新たな要素の追加又は構成変更の場合
  - ③ 大幅な内容変更又は再作成に相当する修正の場合
  - ④ 納品連絡後、10日以上経過した場合
- (7) 当社は、加盟者の提供内容をもとに記事を作成するものとしますが、その内容の正確性、効果、第三者の反応等について一切の保証を負わないものとします。

#### 第3款 その他

- (1) 当社が作成した返信文案及びブログ記事の著作権は当社に帰属し、加盟者は当社の許可なく当該文面を他媒体に転載又は流用する事はできないものとします。
- (2) 当社が作成した返信文案及び記事を投稿後に第三者との間でトラブルが発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 加盟者が本款第1項に違反して当社作成物を無断転載、流用、改変、再配布、二次利用等（以下「無断利用」といいます）を行った場合、当社の請求により、当該作成物を直ちに全媒体から削除し、再発防止措置を講ずるものとします。
- (4) 無断利用について、加盟者は当社に対し、違約金として、1文面又は1記事につき金五万円とし、合計額の下限を金十万円とします。尚、当該違約金の支払いは当社作成物の利用許諾を意味せず、削除義務その他の是正措置を免除するものではありません。当社に実際の損害が当該金額を上回る場合、加盟者は超過分も賠償するものとします。
- (5) 本款に基づく措置は、第24条（当社による契約の解除）及び第31条（損害賠償）の適用を妨げないものとします。

### 第15条【インバウンドマーケティング・店舗用POPについて】

- (1) 当社は、当社が指定する媒体（本サイトを含む）における加盟店の口コミ投稿者の中から、抽選で毎月50名へギフトコードを発行します。尚、その際に掛かる費用は当社が負担するものとします。当該50名は本サイト全体から選定されるものであり、加盟店ごとの選定人数を保証する趣旨ではないものとします。
- (2) 当社は、特典付与画面を起点として動画視聴後に口コミ投稿を行った来店者を対象とし、当社の費用負担により、抽選でギフトコードを付与するキャンペーンを実施するものとします。当該キャンペーンに係る当選確率、当選者数、抽選方法その他の条件は当社の裁量により決定し、当社は当該詳細を開示しないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。但し、法令又は公的機関による正当な手続に基づく開示要請がある場合はこの限りではないものとします。
- (3) 視聴導線の不適切な公開に起因して視聴導線を再発行する場合には、店舗用POP内のQRコードは変更されるものとし、当該変更に伴い店舗用POPの差替え及び再送付を要するものとします。差替え及び再送付に係る費用は別途発生するものとし、当社は、当社が発行する請求書に基づく加盟者の支払いを確認した後、当該差替えの準備に着手するものとします。なお、差替え及び再送付に係る具体的な内容、枚数、納期その他の条件は、当社の裁量により決定するものとします。
- (4) 当社はインバウンドマーケティング・店舗用POPの内容及び仕様等について、加盟者の承諾を得る事なく変更できるものとします。
- (5) 当社指定のデザインにて制作した店舗用POP（1案5枚）を印刷し、アクリルスタンドと合わせ加盟者指定の住所へ発送します。尚、当社は、加盟者の確認及び連絡等の遅れに起因して生じた一切の損害について、責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- (6) デザイン等における修正及び変更は原則できないものとします。
- (7) 店舗用POP及びアクリルスタンドは、加盟者指定の住所への配達完了をもって納品完了とします。加盟者は、受領後速やかに検品し、数量不足又は破損等の不具合がある場合は、受領日の翌日から7日以内に当社に通知するものとします。期間内に通知がない場合、当該配送物の数量及び品質は適合しているものとして確定し、以後、当社は責任を負わないものとします。再送又は代替品の提供は、当社が合理的と認める範囲で行うものとします。
- (8) 店舗用POPの増刷は別途費用が発生するものとします。別途発行する請求書に記載された費用の支払いが確認でき次第、増刷を手配するものとします。
- (9) 本サービスの契約終了又は解除に伴い、店舗用POP記載のキャンペーン及び特典等は終了又は無効とするものとします。尚、その際に加盟者及び店舗用POPを利用した利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第16条【SEO・SEMについて】

- (1) 当社は加盟店ページについて、検索エンジン最適化（SEO）及び検索エンジン広告を含むマーケティング施策（以下「SEM施策」といいます）を、当社の裁量により実施するものとします。
- (2) SEO及びSEM施策は、検索エンジンのアルゴリズム、広告配信状況、競合環境その他の要因により結果が変動するものであり、当社は、検索順位、アクセス数、問い合わせ数、来店数、売上等の向上について保証しないものとします。又、加盟店はSEO及びSEM施策が即時的又は恒常的な成果を生じさせるものでない事を予め了承するものとします。
- (3) 当社は、特定の検索キーワードにおける検索順位、広告表示順位、掲載位置、掲載期間について保証しないものとします。
- (4) 当社は、検索エンジンのガイドライン、法令、又は本規約に抵触する恐れがあると判断した場合、加盟店ページの内容を事前の通知なく修正、非公開又は削除できるものとします。

### 第17条【本サービスの著作権等について】

- (1) 加盟者は、本規約に従い当社に指示又は提出する本サービスに係る著作物について、加盟者自身が著作権を有しているか、又は加盟者が著作権を有する第三者より正当に使用の許諾を受けているものである事を、当社に保証するものとします。
- (2) 加盟者は、自らの加盟店ページに掲載・更新する、又は当社に掲載・更新の指示・指定・提出等を行う本コンテンツに係る著作物についても、本条第1項と同様に著作権を有しているか、又は正当に使用許諾を受けているものである事を、当社に対して保証するものとします。
- (3) 加盟者は、当社が定める著作物の使用を、無償且つ無期限、地域の限定なく許諾するものとします。尚、当社は必要に応じて第三者に対して再許諾する事ができるものとします。許諾の範囲には、次の各号に定める行為が含まれるものとします。
  - ① 複製、上演、演奏、上映、公衆送信、公衆伝達、口述、展示、頒布、譲渡、貸与
  - ② 翻訳、翻案、二次的著作物の作成
  - ③ 当社が事業目的上必要と認める範囲での改変
  - ④ 当社が提携する第三者が提供するサービスにおける利用
- (4) 加盟者は、本サービス内に含まれる当社の著作物を、本サービスの利用目的に限り使用するものとします。当該使用に際しては、事前に当社へ連絡のうえ、書面又は電子メールによる承諾を得るものとします。加盟者が以下のいずれかに該当する改変を行った場合、当社又は当社が指定する第三者は、著作権人格権を行使するものとします。
  - ① 第三者の有する権利を侵害する改変
  - ② 公序良俗に反する改変
  - ③ その他、当社が合理的理由に基づき不適切と判断する改変（例：ブランドイメージを著しく損なう内容等）
- (5) 加盟者は、当社が著作権を有する著作物について、当社の事前の書面又は電子メールによる承諾なく、いかなる目的であっても使用してはならない事を予め承諾するものとします。

### 第18条【成果物の取り扱いについて】

- (1) 本サービスの提供に関連して当社が作成又は提供する成果物、資料、デザイン、プログラム、動画、画像、音声その他一切の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、所有権及びその他の知的財産権は、特段の合意がない限り、全て当社に帰属するものとします。
- (2) 当社は、本条第1項に定める成果物に関する権利を第三者に譲渡し、使用許諾し、又はその他の方法により利用する事ができるものとし、加盟者はこれに異議を唱えないものとします。

### 第19条【通知等について】

- (1) 当社は、本サービスに関する通知を、書面（郵送）、電子メール、又は当社ウェブサイト上の告知その他当社が適当と認める方法により行うものとします。但し、契約の廃止その他加盟者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、書面（郵送）又は電子メールにより通知するものとします。書面（郵送）又は電子メールによる通知は、相手方に到達した時点で効力を生じ、当社ウェブサイト上の告知その他当社が適当と認める方法による通知は、掲示又は発信の日から相当期間の経過により効力を生じるものとします。
- (2) 当社は、本条第1項の通知を行う場合、加盟者が申込み時に届け出た連絡先に対して通知を行えば足りるものとし、加盟者が連絡先の変更、修正等の届出を怠った事により通知が不達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第20条【加盟者の義務について】

- (1) 加盟者は、本サービスの利用にあたり、当社の指定フォーム又は電子メールにより、本サービスに付随する必要な情報を遅滞なく提供するものとします。加盟者による情報提供の遅延により制作スケジュールに影響が生じた場合、当社は当該影響について責任を負わないものとします。
- (2) 当社が本サービスの制作又は運営に必要なと判断した場合、加盟者は、画像、動画、テキストその他加盟店情報に関する資料を、電子データ又は当社が指定する方法により開示又は提供するものとします。
- (3) 加盟者は、加盟契約内容、加盟店情報、加盟店ページ掲載情報その他当社が保有する加盟者に関する情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なくその旨を届け出るものとします。加盟者が通知又は届出を怠った事により本サービスの提供、契約管理その他当社の業務に支障が生じ、これに起因して加盟者に損害が発生した場合、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当該損害について一切の責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。

- 加盟者は、本サービスの利用にあたり、関係法令（個人情報保護法、著作権法その他関連法令を含む）及び当社が定めるガイドライン（本規約を含む）を遵守するものとします。
- 加盟者が提供した情報又は使用を指示した素材等に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、加盟者の責任及び費用においてこれを解決し、当社に損害又は不利益を及ぼさないものとします。尚、「第三者著作物」には、画像、映像、音声、文章、デザイン、ロゴ、フォント、プログラム、データベース、商標等、第三者が権利を有する一切の著作物等を含むものとします。第三者著作物及び関連権利（著作権人格権、肖像権、パブリシティ権、商標権等）に関する特則は第11条第6項及び第11条第10項並びに第11条第11項の定めを準用し、当該特則が本項に優先して適用されるものとします。

#### 第 21 条【禁止事項について】

加盟者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- 加盟店又はその従業員等による、本サイト掲載基準（<https://prohibited.margin.co.jp/>）に定める禁止事項への違反行為
- 本サイト掲載基準に違反する内容を、本サイト、加盟店ページ、特典付与画面、埋め込みスクリプト、その他当社が運営又は管理する本サービス関連の媒体に掲載する行為
- 法令及び公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為
- 当社又は第三者が有する財産権（知的財産権を含む）、名誉、プライバシーを侵害し、誹謗中傷その他不利益を与える行為、又はこれらの恐れのある行為
- 加盟者又は第三者を利用して、脅迫的な言動や暴力的な要求をする行為、法的責任を超えた不当な要求をする行為、故意又は重大な過失により虚偽又は誤解を招く情報を発信する行為、不正な手段による当社又は他の加盟者を含む第三者の業務妨害行為
- 有害なコンピュータープログラムを、本サイト、加盟店ページ、特典付与画面、埋め込みスクリプト、その他当社が運営又は管理する本サービス関連のシステム又は媒体に送信、アップロード又は設置する行為
- 当社の運営を妨げる行為又は当社の信頼を損なう行為
- 本サービスの全部又は一部を複製又は複写する行為
- 当社が合理的理由（法令改正、セキュリティ上の必要性、サービス運営上の重大な支障防止等）に基づき、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法により事前に加盟者へ通知した禁止行為
- 本サービスのシステムに対する不正アクセス、スクレイピング、その他情報収集行為
- 当社又は他の加盟者を含む第三者に対し、虚偽又は誤解を招く情報を提供する行為
- 動画視聴キャンペーンに係る視聴導線を、SNS、自社ウェブサイト、第三者が運営するウェブサイト、アプリケーションその他インターネット上の媒体に公開し、又は公開を誘引する行為、並びに第三者に当該公開をさせ、又は助長する行為

#### 第 22 条【権利の譲渡等の禁止について】

加盟者は、当社への事前の書面による承諾なく、本契約上の地位、又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は第三者に使用させ、担保に供し、その他処分を行ってはならないものとします。但し、親会社、子会社、兄弟会社への譲渡、又は事業承継の場合は、当社の事前承諾を要し、当社は合理的理由（例：法令遵守、セキュリティ、反社会的勢力との関係等）に基づき承諾を拒む事ができ、その理由は上記例に限定されないものとします。加盟者が本条に違反し当社に重大な不利益が生じた場合、又は加盟者が本条に違反して債権を譲渡した場合には、当社は催告なく本契約を解除する事ができるものとし、これらの場合に当社に損害が生じたときは、加盟者に対し損害賠償を請求できるものとします。

#### 第 23 条【委託・再委託について】

当社は、より良いサービスの為、本サービスの運営の全部又は一部を第三者に委託又は再委託する場合があります。加盟者は、当社による委託又は再委託を包括的に承諾するものとします。委託先・再委託先に対し、本契約における当社の義務と同等の義務（秘密保持、個人情報保護、安全管理措置を含む）を負わせ、必要且つ適切な監督を行うものとします。また、委託先・再委託先の選定及び監督について、善管注意義務をもって行い、再委託先の行為について、当社は、本契約に基づく範囲において、自らの行為と同一の責任を負うものとします。

#### 第 24 条【当社による契約の解除について】

- 当社は、加盟者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合（第21条所定の禁止事項違反を含む）、何らの催告を要せず本契約を解除する事ができるものとします。この場合、初期費用及びMSSサービス費用の既払い分は返還しないものとします。
  - 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
  - 強制執行、破産、整理、特別清算、民事再生、会社更生手続開始等の申立てがあった場合
  - 他人の著作権その他の権利を侵害する行為、法令違反行為、本規約に違反する行為を行った場合
  - 第21条（禁止事項）に定める事項に該当する行為を行った場合
  - 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - その他、加盟者として不適切であると当社が合理的理由に基づき、且つ具体的事由に該当すると判断した場合
- 加盟者は、本サービスに関して以下のいずれかに該当し、又は該当する恐れがある行為を行ってはならないものとします。当社は、該当すると判断した場合、直ちに禁止行為の防止措置及び本サービスの提供中止その他適切と認める措置を講じる事ができるものとします。又、加盟者が本条に違反した事により第三者からクレーム又は異議申立て等が発生した場合、本サービスの契約期間中はもとより契約終了後においても、加盟者の責

任及び費用負担によりこれを処理・解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 本契約の条項のいずれかに違反する行為
- 当社又は第三者の著作権、知的財産権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為
- 当社又は第三者を差別又は誹謗中傷し、名誉又は信用を毀損する行為
- 本サービスの利用権限を第三者に譲渡し、又は第三者に対してサブライセンス、リース、レンタル、販売等の形態で提供する行為
- 本サービスに関する加盟者の地位又は権利義務を第三者に譲渡又は引き受けさせる行為
- 違法な目的で本サービスを利用する行為
- 当社の本サービス運営を妨げる一切の行為
- 本サービスに関連して知り得た情報を利用し、又は第三者に開示・漏洩する行為
- 前各号の他、法令、公序良俗に違反する行為及び当社が合理的事由に基づき不適当と認める行為

#### 第 25 条【加盟者によるキャンセル・契約の解除について】

- 加盟者は、本サービスの性質上、契約成立後のキャンセル及び中途解約は原則できない事を予め承諾するものとします。但し、本サービスの契約成立後において、加盟者が契約書に定める初期費用及びMSSサービス費用の全額を支払った上で、当社所定の方法により、書面又は電子メールを提出した場合には、本契約をキャンセル又は解除する事ができるものとします。
- 加盟者が契約期間中に解約を希望する場合は、当該解約を希望する日が属する月の前々月末日までに、当社所定の書面又は解約希望日を記載した電子メールを当社に提出する事により、当該加盟契約を解約できるものとします。但し、加盟者は、解約日から契約の有効期間満了日までに発生する本サービスの利用対価の総額に相当する金額を、解約違約金として当該解約日までに一括して当社に支払うものとします。
- 加盟者は、契約の有効期間満了日の30日前までに、当社に対して加盟契約の非更新を申入れる事ができるものとします。この場合に加盟者に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償その他の責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

#### 第 26 条【契約終了後の利用契約の効力について】

本契約が契約期間満了、解除その他いかなる理由により終了した場合であっても、第27条（秘密保持）、第28条（個人情報の取扱い）、第31条（損害賠償）、第34条（免責事項）、第35条（合意管轄）の各条項は、契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。尚、秘密保持及び個人情報の取扱いに関する義務は、当該情報が公知となるまで又は契約終了後も継続して必要とされる限り、存続するものとします。又、損害賠償、免責事項及び合意管轄に関する条項については、契約終了後に関連して生じた事由に基づく請求又は紛争にも適用されるものとします。

#### 第 27 条【秘密保持について】

当社及び加盟者は、加盟契約の有効期間中及び加盟契約終了後も合理的な期間、相互に事前承諾なく、加盟契約に関連して知り得た他方当事者の機密事項を第三者に開示又は加盟契約の目的以外に使用しないものとします。尚、本条における「他方当事者」とは、当社及び加盟者のうち、情報を開示した側を指すものとします。機密事項とは、書面、口頭、電子データその他の方法で開示された技術、営業、顧客情報等、他方当事者の業務に関する一切の情報を含むものとします。当社及び加盟者は、加盟契約終了時、他方当事者から受領した機密情報を返却又は他方当事者の指示に従い廃棄するものとします。電子データについては復元不可能な方法で完全消去するものとします。当社及び加盟者は、本条に違反した場合、他方当事者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当社の損害賠償額は契約時に当社が加盟者から受領した額を上限とし、加盟者については損害賠償額の上限を設けないものとします。又、当社及び加盟者は、必要に応じて損害賠償額の算定方法について協議できるものとします。尚、法令に基づく開示義務がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第 28 条【個人情報の取扱い】

- 当社は、加盟契約に基づき保有する加盟者に関する個人情報（以下「個人情報」といいます）について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び当社が別途定め当社ウェブサイトに掲載する個人情報保護方針（<https://margin.co.jp/privacy/>）に基づき、適正に取り扱うものとします。
- 当社は、個人情報保護方針に従う他、本サービスにおける個人情報を以下の目的で利用するものとします。
  - 加盟者への本サービスの提供
  - 加盟者の管理
  - 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - 料金の請求に関する業務
  - 加盟者からの問合せへの対応業務
  - 当社及び第三者のサービス等の広告、宣伝、販売の勧誘（電子メール等によるものを含む）
  - キャンペーンやアンケート等、本サービスに関する業務（電子メール等によるものを含む）
  - 新サービスの開発に向けた調査、アンケート及びマーケティングの分析
- 当社は、個人情報規定に基づき、個人情報を適切に保護し、次の場合に限り個人情報を第三者に提供するものとします。
  - 加盟者の同意が得られた場合
  - 法令に基づく場合、犯罪捜査等の法律手続において開示が要請された場合、又は公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合
  - 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継に伴い、必要な範囲で開示する場合又、当社は、次の通り個人情報を第三者に提供する事があるものとします。
  - 第三者に提供する目的:料金決済のため

- ② 提供する個人情報の項目：氏名、加盟者名、料金
- ③ 提供の手段又は方法：電子データ又は書面
- ④ 提供先の組織の種類及び属性：カード決済代行事業者、金融機関

- (4) 当社は、第三者提供に関し、法令に従い提供記録を作成・保存すると共に、必要に応じて当社所定の方法により加盟者に通知又は公表を行うものとします。
- (5) 当社は、業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、委託先に対し、個人情報の適切な管理を義務付け、必要且つ適切な監督を行うものとします。
- (6) 当社は、個人情報の漏洩、消失又は毀損を防止する為、必要且つ適切な安全管理措置を講じるものとします。
- (7) 広告・宣伝・販売の勧誘を目的とする個人情報の利用については、事前に加盟者の同意を得るものとします。又、加盟者は当社に通知する事により、当該利用を停止する事ができるものとします。
- (8) 加盟者は、当社に対し、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求できるものとします。当社は、これらの請求に対し、法令に従い、速やかに対応する事とします。
- (9) 当社が個人データを国外へ移転する場合は、法令に定める適切な措置を講じるものとします。

#### 第 29 条【本サービスの停止、変更について】

- (1) 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を停止、中断又は変更できるものとします。
  - ① 本サービスに係るコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
  - ② 地震、落雷、火災、停電、天災その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
  - ③ コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
  - ④ その他、当社が合理的な理由に基づき本サービスの提供が困難と判断した場合
- (2) 当社は、本条第1項の場合、緊急の場合を除き、合理的な期間をもって加盟者に通知するものとします。又、当社は、本サービスの停止、中断又は変更により加盟者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 30 条【本サービスの廃止について】

- (1) 当社は、当社の判断により本サービスを廃止する事ができるものとします。その場合、当社は、緊急の場合を除き、合理的な期間をもって、その旨を加盟者に書面（郵送）又は電子メールにて通知するものとします。
- (2) 当社は、本条第1項に定める本サービスの廃止に際し、加盟者から前受けとして受領している金員がある場合、当該金員のうち未利用分を返還するものとします。尚、当社は、当該返還を除き、加盟者に対し何らの責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではないものとします。

#### 第 31 条【損害賠償について】

- (1) 加盟者が次のいずれかに該当する場合は、自己の責任と負担において、当社並びに本サービスに関連する法人及び個人を防御し、弁護士費用及び調査費用を含む合理的な範囲の一切の関連費用を補償又は賠償するものとします。
  - ① 当社又は第三者の権利を侵害する等をした結果、当該第三者から請求又は要求を受けた場合
  - ② 加盟者の責に帰すべき事由により当社に損害が発生した場合尚、前二号に該当する場合、当社は、当該第三者に現実に損害額を支払う前でも補償又は賠償を加盟者に請求できるものとします。
- (2) 加盟者が第27条（秘密保持）に違反した場合は、次の各号の定めに従うものとします。
  - ① 当社に生じた損害に対する加盟者の全額賠償義務
  - ② 当社による賠償請求及び差止請求その他必要な法的措置の実施但し、当社が必要と認める場合、加盟者に対し追加的な予防措置の実施を求めるものとします。
- (3) 次の事項については、当社は責任を負わないものとします。
  - ① 加盟者又は第三者の権利侵害等に起因して第三者から請求又は要求を受けた場合
  - ② 加盟者の責に帰すべき事由により当社に損害が発生した場合
- (4) 損害賠償請求の手續は、次の各号の定めに従うものとします。
  - ① 損害発生を知った日から30日以内の書面又は電磁的方法による請求の対象となる相手方宛通知
  - ② 正当な理由により前号の期間内の通知が困難であった場合の速やかな通知尚、通知の方法及び内容は、当社が別途定める様式及び要件に従うものとします。
- (5) 当社が加盟者に対して負う損害賠償額は、当社が当該加盟者から受領した当該案件の対価を上限とするものとします。但し、個別に責任範囲又は上限を定めた条項がある場合は、当該特則が優先して適用され、加盟者の賠償義務についてはこの限りではないものとします。当社及び加盟者は、損害賠償に関して誠意をもって協議し、合理的な範囲で損害の回復に努めるものとします。

#### 第 32 条【不可抗力について】

- (1) いずれの当事者も、以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。
  - ① 戦争、内乱、テロ、暴動
  - ② 天災、火災、原子力災害、大規模停電
  - ③ 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止
  - ④ 政府の規制（輸出又はその他のライセンスの拒否、取り消しを含む）
  - ⑤ パンデミック、第三者による不正アクセスその他前各号に準ずる非常事態
- (2) 両当事者は、不可抗力の影響を緩和させる為に合理的な努力を行うものとします。これらの不可抗力が30日以上継続した場合、いずれの当事者も通知する事により、未履行のサービスを終了できるものとします。尚、不可抗力による損害について、いずれの当事者も責任を負わないものとします。

- (3) 不可抗力事由により本サービスの全部又は一部が履行不能となった場合であっても、既に受領した対価について当社は返金義務を負わないものとします。

#### 第 33 条【反社会的勢力との関係について】

当社及び加盟者は、自己及びその役員が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める者その他暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、右翼団体、その他反社会的勢力の構成員又は関係者をいう）に該当しない事、又は反社会的勢力と一切の関係を有しない事を表明し、保証するものとします。当社又は加盟者が当該保証に違反した場合、違反していない当事者に催告を要せず通知する事により、直ちに契約を解除できるものとします。又、当社は加盟者の代理人又は媒介をした者が反社会的勢力である事が判明した場合、加盟者に対し、契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求める事ができるものとします。本条に基づく解除により加盟者に損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないものとします。尚、当社に損害が生じた場合、当社は加盟者に対し損害賠償を請求できるものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではないものとします。

#### 第 34 条【免責事項について】

- (1) 当社は、本サービスの内容及び機能等に関して、技術上又は商業上、その完全性、正確性、将来の結果（加盟者サイトのアクセス数、売上及び検索サイト表示順位等）及び有用性等について保証しないものとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供又は利用に関連して加盟者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。又、当社は、間接損害、特別損害、逸失利益その他の付随的損害については一切責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、クラウドサービスや外部APIの障害、第三者サービスの停止に起因する損害についても一切責任を負わないものとします。
- (4) 当社の故意又は重過失により加盟者に損害が生じた場合には、前各項の規定は適用しないものとします。
- (5) 第23条（委託・再委託）に基づき当社が負担する責任の範囲は、第31条第5項（損害賠償の上限）に定める上限に従うものとします。

#### 第 35 条【合意管轄について】

本規約に関する準拠法は日本法とします。

本規約に定めのない事項及び利用契約に関して加盟者と当社の間で問題が生じた場合には、加盟者と当社は誠実に協議するものとします。

本サービスに関して加盟者と当社との間で紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2025 年 10 月 1 日制定